

# カトリック阿倍野共同納骨所使用管理規程

## (目的)

第1条 この規程は大阪市が経営する、大阪市設南靈園内の大カトリック墓地内阿倍野共同納骨所（以下「納骨所」という）における遺骨の納骨、施設の使用ならびに維持管理について必要な事項を定めたものである。

## (使用者の資格)

第2条 この納骨所に収蔵を認められる帰天者は、原則としてカトリック大阪大司教区（以下「教区」という）に所属する信者及びその親族、又は相続人を対象とする。

## (管理委員会)

第3条 この納骨所の使用、維持管理などの運営を円滑にするため、墓地・納骨堂管理委員会（以下「管理委員会」という）を設ける。

2 管理委員会は教区事務局長を代表者とし、教区司教が任命する若干名の委員によって構成される。

## (納骨所使用申込と承諾)

第4条 この納骨所の使用を希望する者は、別に定める「納骨所使用申込書」（様式1）に必要事項を記入の上「誓約書」（様式2）を添えて管理委員会に申込み、管理委員会の承諾をえなければならない。

2 管理委員会が、前項の申込を承諾し、申込者より使用料の納付を受け「使用許可書」（様式3）を発行したとき申込者は使用権者となる。

## (使用料)

第5条 この納骨所の使用料は、納骨帰天者1名につき、50,000円（プレートやメモリアルタブレットの代金は別途必要）とする。

2 納骨所使用料は、物価の変動等により不相当となった場合は改訂する事がある。

3 既納の使用料は返還しないものとする。

## (納骨)

第6条 この納骨所は合葬共同墓であり、納骨後の出骨はできない。

2 納骨するときは、市町村区長発行の火・埋葬許可書または、改葬許可書と使用許可書を添えて、別に定める「納骨届」（様式5）を管理委員会に提出し許可を受けたうえで担当司祭の立会のもとに納骨するものとする。

3 納骨に際し遺骨は、支給する袋に入れ持参すること。

## (墓碑のプレート)

第7条 墓碑に張るプレートには、靈名・埋葬者名・生年月日と帰天年月日とする。

2 プレートの字体、意匠、張る位置、順序等は納骨堂委員会に一任するものとする。

3 墓碑にプレートを張る時期は納骨堂委員会に一任するものとする。

## (使用者の通知義務)

第8条 使用者が使用許可書等に記載された事項に異動があった場合、速やかにその旨を、管理委員会に届け出なければならない。

## (禁止行為)

第9条 この納骨所において次の行為を行うことを禁止する。

- (1) カトリックの典礼、儀式及び慣行を無視し、又はさまたげたとき。
- (2) カトリック以外の他宗教による祭儀などの一切の行為。  
但し、管理委員会に事前に申請し許可された場合を除く。
- (3) 風致を害するような行為
- (4) 墓地に関する法令、またはこの管理規程に定める事項に違反する行為。

## (納骨所の墓参)

第10条 墓参に際し次の事項について留意し、他に迷惑を及ぼさないように心がけるものとする。

- (1) 納骨所周辺の清掃は使用者にておこなうこと。
- (2) 取り替えられた供花は必ず焼却場、又は指定された場所に棄てること。
- (3) 墓前への供物は、放置しないこと。

## (寄付金)

第11条 管理委員会は、この納骨所の維持管理に関する経費支弁に供するため使用者から寄付金をあおぐことができる。

## (規程の改廃)

第12条 本規程の改廃手続き、使用料の改訂は管理委員会が教区司教の承認を受けて行う。

## 附則

- 1 本規程は、2001年7月1日から施行する。
- 2 2019年10月1日より第5条第2項により使用料の消費税を内税から外税に変更した。
- 3 附則の2項は錯誤で2021年11月1日より第5条第1項の使用料の変更を実施した。
- 4 この規程及び変更項目の施行は教区司教の承認済である。
- 5 2022年4月1日より第5条第1項の使用料の変更と刻印の削除、第7条（墓碑刻銘）を刻銘からプレートに変更する修正を実施した。
- 6 2023年3月17日より「大阪カトリック墓地・納骨所」を「カトリック阿倍野共同納骨所」と改める。